

KAMAKURA

企業立地のご案内

働くまち鎌倉でビジネスを。



新しい価値を創造しよう」と志を持つ 企業を応援します。



鎌倉で働くということ

多くの貴重な歴史的文化的遺産や、明るく広がる海、緑豊かな丘陵などの自然景観を有する鎌倉は、住む人や訪れる人を魅了する観光都市として、人々の人気を博しています。

また、鎌倉は東京から50キロメートル圏内の首都圏に位置し、就業者・通学者の多くが市外、首都圏へ通勤・通学する住宅都市(ベッドタウン)に生活しています。

その一方で、川崎・横浜を中心とした京浜工業地帯に隣接し、都心へのアクセスがしやすい特性から、昭和の半ばに様々な企業が集積しました。

近年は、情報通信や医療福祉など新規成長産業の立地も増えてきており、同規模の都市と比較すると、意外に昼夜間人口比率が高い性格も併せ持っています。

このような鎌倉に住む方の声を聴くと、できるだけ都内等へ通勤する負担を減らし、恵まれた環境を満喫しながら地元で働くことを希望される方が増えてきています。

そのため本市では、鎌倉で働く方々がワーク・ライフ・バランスを整え、通勤に要しない空き時間を、出産や子育て等様々な負担の軽減や日々の生活の充実のために費やすといったライフスタイルへの転換を促し、観光都市、住宅都市には分類されない職住近接による「働くまち」を目指しています。

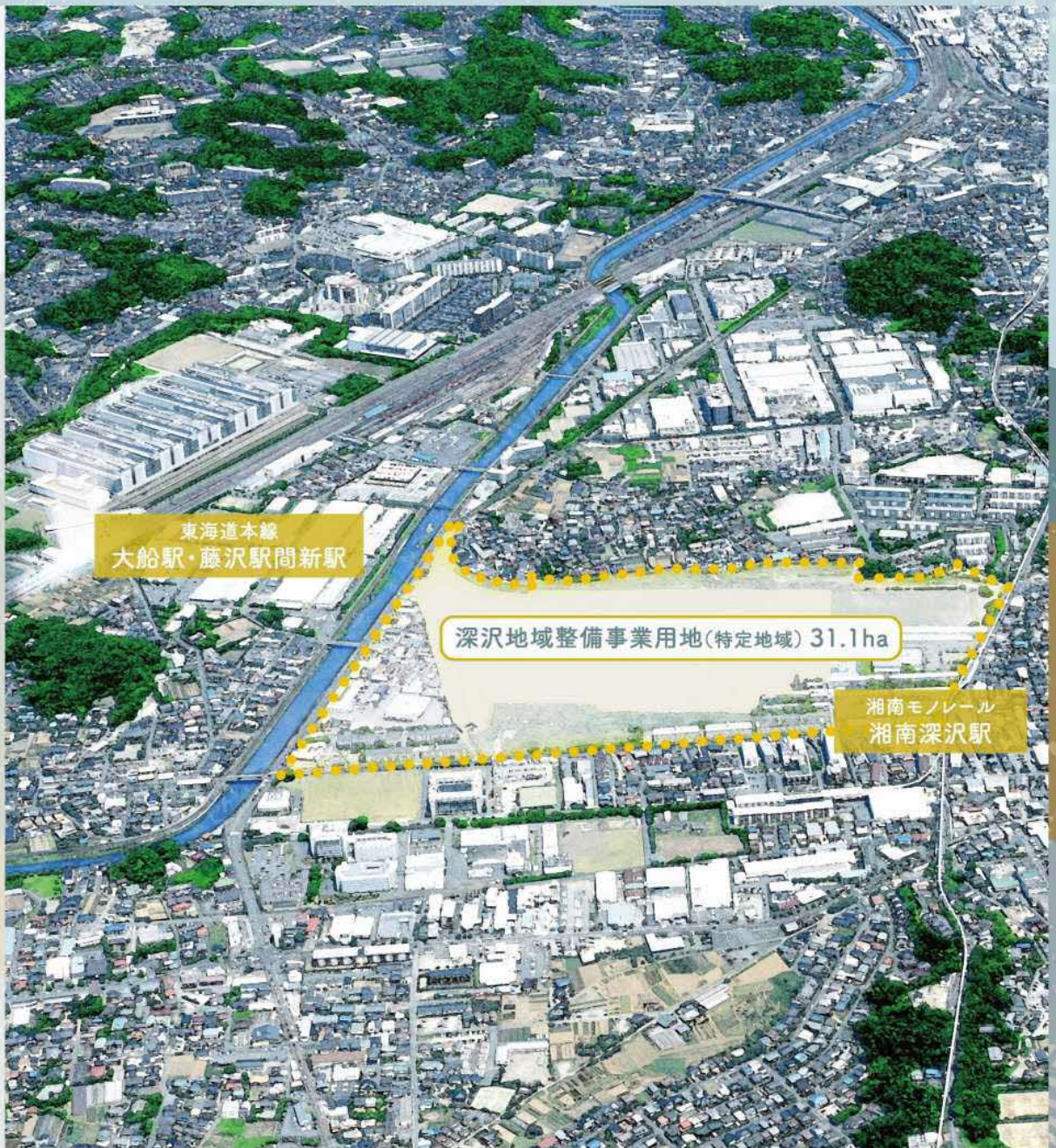
こうしたことから、より多くの企業の皆様に鎌倉を移転先として検討していただき、ぜひ地域に根差した企業として発展していただきたく、また、既に立地している企業の皆様に今後も事業を継続していただけるよう、市税の軽減や資金助成などを通じて支援していきたいと考えています。

今後は、鎌倉の深沢地区において、多様な都市機能の導入を図る新たなまちづくりが始まります。ぜひ、これを機会に鎌倉への立地をご検討いただければ幸いです。



深沢地域整備事業用地 (特定地域)

深沢地区の新しいまちづくり。



深沢地域整備事業は、鎌倉駅周辺、大船駅周辺に並ぶ第3の拠点として、深沢地域のみならず、市域全体の持続可能なまちづくり(スマートでコンパクトなまちづくり)を牽引し、本市のポテンシャルを高め、「働くまち鎌倉」、「住みたい・住み続けたいまち鎌倉」の創造を目指しています。さらに、鎌倉の抱える「人口減少と少子高齢化」「防災・減災、安全・安心」などの課題へ対応を図り、「共生社会の実現」「持続可能な社会の実現」「温室効果ガス排出実質ゼロの実現」のため、ここで育む知見を全市へと展開していきます。

鎌倉が、その事業をアシストします。

目的

企業に対する市税の軽減措置を実施し、市内企業の事業拡大を支援するとともに、新たな企業を誘致することによって、産業の活性化や雇用機会の増大を図り、活力あるまちづくりをしていきます。

市税の軽減措置

2032年3月31日までを立地促進期間として市税の軽減措置を実施します。業種や投下資本額等いくつかの条件を定めて、軽減の対象となる税目や軽減期間、軽減の割合を次の通りに規定します。

申請に必要な書類は背表紙面をご確認ください

事業所の立地で $1/3$ 又は $1/4$ に減税

事業所を市内に新設、移設、増設または建替えると固定資産税・都市計画税の軽減措置を受けられます。

対象地域と業種			
地域	特定地域*1	工業系地域*2	全ての地域
業種	<ul style="list-style-type: none"> ●製造業 ●卸売業、小売業 ●学術研究、専門・技術サービス業 ●飲食サービス業 ●生活関連サービス業 ●娯楽業 ●教育、学習支援業 ●医療、福祉 	<ul style="list-style-type: none"> ●製造業 	<ul style="list-style-type: none"> ●情報通信業 ●宿泊業 ●自然科学研究所

軽減の概要		
	大企業	中小企業
投下資本額	3億円以上 (市内企業*3は1億円以上)	5千万円以上 (市内企業*3は2千万円以上)
軽減対象	立地に伴い取得した土地、家屋、償却資産に対する翌年度以降の固定資産税・都市計画税	
軽減内容	固定資産税・都市計画税 1/3課税	固定資産税・都市計画税 1/4課税
軽減期間	5年間	

*1) 深沢地区にある市有地及び東日本旅客鉄道株式会社旧鎌倉総合車両センター等を中心とする規則で定める地域をいいます。

*2) 工業地域、工業専用地域、準工業地域

*3) 3年以上、市内で操業している企業に限ります。

条例適用企業の皆様（一例）

製造業、情報通信業などの立地や設備投資等にご活用いただいています。



中小企業とは

中小企業基本法に規定する中小企業者をさします。

主たる業種	資本金	従業員数
製造業・建設業・運輸業など	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

● 法人の場合は資本金又は従業員数のいずれか一方、個人の場合は従業員数の要件を満たすこと。

2 設備投資で1/3に減税

市内の企業が事業の維持・拡大のために一定額以上の設備を導入すると固定資産税(償却資産)の軽減措置が受けられます。

対象地域と業種

地域	特定地域*1	全ての地域
業種	● 卸売業、小売業 ● 学術研究、専門・技術サービス業 ● 飲食サービス業 ● 生活関連サービス業 ● 娯楽業 ● 教育、学習支援業 ● 医療、福祉	● 製造業 ● 情報通信業 ● 宿泊業 ● 自然科学研究所

軽減の概要

	大企業	中小企業
取得価額 (設備一品あたり)	5千万円以上	500万円以上
軽減対象	対象業種の事業の用に供するために取得した償却資産に対する翌年度以降の固定資産税	
軽減内容	固定資産税 1/3課税	
軽減期間	5年間	

※ 3年以上、市内で操業している企業に限ります。

*1) 深沢地区にある市有地及び東日本旅客鉄道株式会社旧鎌倉総合車両センター等を中心とする規則で定める地域をいいます。





鎌倉で働く「鎌倉ワーカー」を応援しています

鎌倉 worker's station (鎌倉市企業・求人情報発信サイト)
 貴社の魅力や求人情報が発信できます(登録無料)。
 ぜひご登録ください。



本社機能の設置で

3 1/2に減税

市内へ本社機能を新しく移設すると
 法人市民税の軽減措置が受けられます。

対象地域と業種		
地域	全ての地域	
業種	全ての業種	
軽減の概要		
	大企業	中小企業
投下資本額	3億円以上 (市内企業*1は1億円以上)	5千万円以上 (市内企業*1は2千万円以上)
軽減対象	立地により本社機能等*2を 新たに有した企業に対する 設置の翌年度以降の法人市民税法人税割	
軽減内容	法人市民税法人税割 1/2課税	
軽減期間	3年間	

保育施設で

4 課税免除

事業所内保育施設を設置すると
 固定資産税(償却資産)の軽減措置が受けられます。

対象地域と業種	
地域	全ての地域
業種	全ての業種
軽減の概要	
地域貢献施設	事業所内保育施設
軽減対象	事業所内保育施設の設置に 伴い取得した償却資産に対する 翌年度以降の固定資産税
軽減内容	固定資産税(償却資産) 課税免除
軽減期間	5年間

- *1) 3年以上、市内で操業している企業に限ります。
- *2) 本社機能等とは、総務部門、経理部門又は企画部門その他これらに類する法人全体の業務を所掌している部門。



未来へつなぐフォローを、ずっと。

鎌倉市はさまざまなサポートで、立地した企業をフォローし続けます。

市内に立地された事業者や市内で起業された方が、これからも事業を継続していただけるようにさまざまなサポートを行っています。

環境共生施設整備への補助

地域環境や地球環境との共存・共生を図るためのLED化や防音・防臭施設等の整備にかかる経費の一部を助成します。



施設	補助率	補助限度額
LED化等環境保全施設	50%以内	300万円
雨水活用施設	30%以内	100万円
太陽光発電施設		当該施設の発電能力1キロワットにつき、10万円を乗じて得た額とし、150万円を限度とする。

経営基盤強化事業への補助

経営基盤を強化する事業に必要な経費の一部を助成します。



事業	補助率	補助限度額
産業財産権取得事業	50%以内	30万円
展示会等出展事業		
ISO認証等取得事業		
BCP(事業継続計画)策定事業		
人材育成事業		年度内30万円

補助の対象者

鎌倉市内において、製造業や情報通信業、自然科学研究所を1年以上継続して営んでいる企業が対象となります。経営基盤強化事業につきましては、中小企業または中小企業で構成する団体に限ります。

オフィス、シェアードオフィスの (補助率50%以内) 新規開設に最大300万円の補助金

市内に新たに構えた事業所で3年以上事業を継続する計画があり、企業立地等促進条例の適用が受けられない場合に、ご利用いただけます。



補助対象経費	補助率	補助限度額
オフィスのリフォーム経費	50%以内	300万円 (オフィスの床面積が100㎡未満は150万円)
オフィスの家賃		25万円/月 (共益費含む/敷金・礼金含まず) 6ヵ月分まで(年度内利用まで)

補助の対象者

リフォーム経費

- ① 市内に事業所を有しない情報通信業を営む事業者が、市内に事業所を新規に整備する場合。
- ② 既に市内に事業所を有する情報通信業を営む事業者が、3名以上の従業員を増員する事業拡大を行い、市内に事業所を新規に整備する場合。
- ③ 情報通信業を含む事業者のシェアードオフィスを設置する場合。

オフィスの家賃

上記①、②に該当する場合。

市税の軽減措置を受けるための申請から決定までの流れ

相談 申請をお考えの場合は、お問い合わせください。



申請 書類の提出
下記の申請書類を提出してください。

申請期間 事業所の立地： 立地の日からその翌年の1月31日まで
設備投資： 償却資産の取得日からその翌年の1月31日まで
本社機能の設置： 立地の日からその事業年度又は連結事業年度の末日まで
保育施設： 事業所内保育施設の設置の日からその翌年の1月31日まで

共通する書類

- ① 軽減措置の対象となる固定資産の一覧表
- ② 市税の納付を証する書類
- ③ 企業が、法人の場合は法人の登記事項証明書、個人の場合は住民票の写し

事業所の立地

- ① 立地の事実を証する書類
- ② 事業内容及び事業計画を記載した書類
- ③ 投下資本額の明細書
- ④ 土地及び家屋の登記事項証明書

設備投資

- ① 事業内容及び事業計画を記載した書類
- ② 取得価額の明細書

本社機能の設置

- ① 立地の事実を証する書類
- ② 投下資本額の明細書
- ③ 本社機能等を新たに有するものであることを確認できる書類

保育施設

- ① 事業所内保育施設の設置の事実を証する書類
- ② 事業所内保育施設が条例で定める基準に適合する事実を証する書類

申請書類の
ダウンロードは
こちら



適用 軽減措置の適用決定

申請後に審査を行い、必要に応じ現地調査を実施し、軽減措置の適用もしくは、不適用の決定通知を送付します。

※決定後に休業や廃止等があった場合は変更届けが必要です。

※適用期間は5年間（本社機能の設置は3年間）

※毎年度、納税状況を確認するために、市税の納付を証する書類を提出していただきます。

お気軽に、お問い合わせください。

鎌倉市 市民防災部 商工課 商工担当

✉ shoko@city.kamakura.kanagawa.jp



〒248-8686 鎌倉市御成町18-10
TEL 0467-23-3000(内線2355・2356)